

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和8年3月26日提出

教育長 川 原 馨

説 明

この案を提出するのは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正の概要

- 1 改正の理由 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例の一部改正に伴う関係規定の整理
- 2 改正の内容 規則の一部を次のように改正する。
「第六条」を「第七条」に改める。
- 3 施行期日 令和8年4月1日

行政手続等にお
ける情報通信の
技術の利用に関
する条例
令和8年4月1日
施行

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を
改正する規則

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年
七月十六日教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年愛知県条例第一号)第三条から**第七**条までの規定により、愛知県教育委員会に対して行い、又は愛知県教育委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年愛知県規則第五十九号)の規定の例による。

旧

(愛知県教育委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年愛知県条例第一号)第三条から**第六**条までの規定により、愛知県教育委員会に対して行い、又は愛知県教育委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年愛知県規則第五十九号)の規定の例による。